

● 洋上風力発電に関する研究会（令和5年8月～）

1 基本方針

県が主体となって、関係市町、関係漁業者団体その他利害関係者等による研究会を設置し、洋上風力発電に関する現状・課題等の共有を図りながら、薩摩半島西方沖における国への情報提供の可能性のある区域について検討する。

2 研究会の構成等

参加団体	○ 自治体7 （鹿児島県、長島町、阿久根市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、南さつま市） ○ 漁業者団体15 （東町漁協、北さつま漁協、川内市漁協、甕島漁協、羽島漁協、串木野市漁協、県漁協島平支所、市来町漁協、江口漁協、吹上町漁協、加世田漁協、笠沙町漁協、県漁協野間池支所、旋網漁協、県漁連） ○ その他事業者4 （有南国砂利、川内川砂利生産協業組合、南薩砂利(株)、甕島商船(株)）
対象区域	薩摩半島西方沖区域
開催回数	令和5年度：4回 令和6年度：3回開催
議論の 主な内容	○ 洋上風力発電の現状・課題等に係る情報共有 ○ 国への情報提供の可能性のある区域の検討



● 洋上風力発電に関する研究会(参加団体等一覧)

自治体名	種別	団体等名
長島町	行政	長島町
	漁業	東町漁業協同組合
阿久根市	行政	阿久根市
	漁業	北さつま漁業協同組合
	海砂	有限会社南国砂利
薩摩川内市	行政	薩摩川内市
	漁業	川内市漁業協同組合
	漁業	甌島漁業共同組合
	海砂	川内川砂利生産協業組合
いちき串木野市	行政	いちき串木野市
	漁業	羽島漁業協同組合
	漁業	串木野市漁業協同組合
	漁業	鹿児島県漁業協同組合島平支所
	漁業	市来町漁業協同組合
	海砂	南薩砂利株式会社
	船舶	甌島商船株式会社

自治体名	種別	団体等名
日置市	行政	日置市
	漁業	江口漁業協同組合
	漁業	吹上町漁業協同組合
南さつま市	行政	南さつま市
	漁業	加世田漁業協同組合
	漁業	笠沙町漁業協同組合
	漁業	鹿児島県漁業協同組合野間池支所
鹿児島県	漁業	鹿児島県旋網漁業協同組合
	漁業	鹿児島県漁業協同組合連合会
	行政	鹿児島県商工労働水産部

● 洋上風力発電に関する研究会の実施状況

<令和5年度>

開催回	内容
第1回 (R5. 8. 29)	(1) 研究会の設置について (2) 洋上風力発電に係る現状・課題について(エネ庁説明) (3) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 今後の検討の進め方について説明
第2回 (R5. 11. 17)	(1) 洋上風力発電との共存共栄について(有識者講話) (2) 洋上風力発電と漁業との共生について(エネ庁説明) (3) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 漁業の操業実態の共有
第3回 (R6. 1. 29)	(1) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 操業実態を踏まえた区域の整理・検討 (2) 第4回に向けた検討事項の整理
第4回 (R6. 3. 25)	(1) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 操業実態を踏まえた区域の検討 (2) 今後の取組及び国への情報提供に係る対応

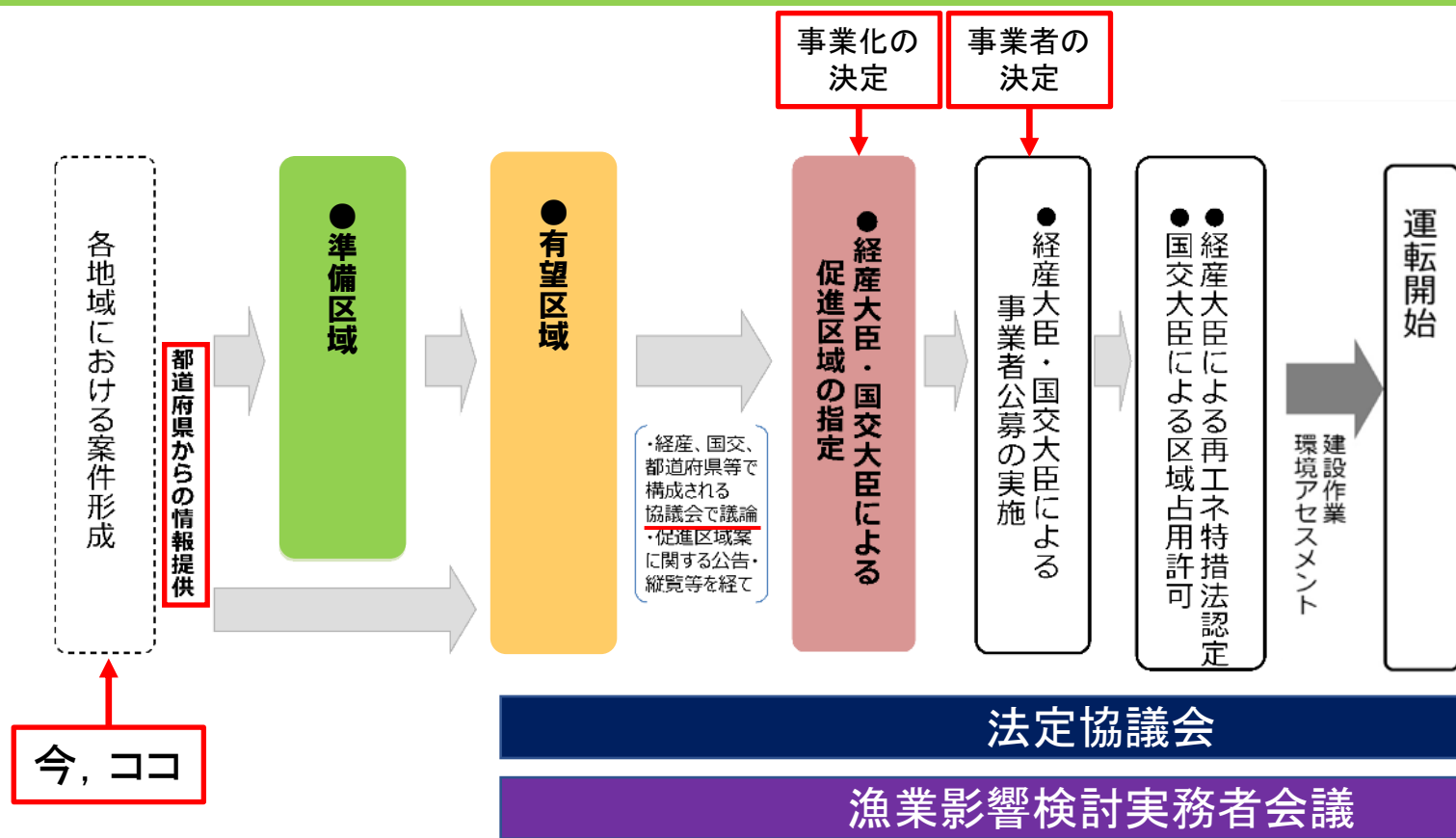
<令和6年度>

開催回	内容
第5回 (R6. 9. 5)	(1) 洋上風力発電に関する現状等について(エネ庁説明) (2) これまでの議論等を踏まえた区域の整理について → いちき串木野市沖の進め方(個別協議の実施)等の説明
第6回 (R6. 11. 19)	(1) 第5回研究会における質疑事項への回答 (2) 先行地域(山形県遊佐町沖)の関係者との意見交換について(町職員・漁協職員との意見交換) (3) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 個別協議の経過報告等
第7回 (R7. 3. 25)	(1) 秋田港・能代港洋上風力発電所の水中動画の紹介 (2) 情報提供の可能性のある区域の検討について → 個別協議の結果報告等 (3) 令和7年度の予定について

● 洋上風力発電に係る国への情報提供



● 洋上風力発電の運転開始までの流れ



<有望区域に整理されるための要件> (促進区域指定ガイドライン)

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること (協議会の設置が可能であること)
- ③ 区域指定の基準 (系統確保, 風況等の自然的条件, 航路・港湾との調整等) に基づき, 促進区域に適していることが見込まれること

漁業影響調査

南の宝箱
鹿児島

● 有望区域・準備区域の位置付け

「有望区域」

国が促進区域の指定に関する可否を判断するために、協議会を通じて具体的な協議を行うべき区域

※ 区域整理の時点では発電事業に対する賛否は問わない。

＜有望区域に整理されるための要件＞（促進区域指定ガイドライン）

- ① 促進区域の候補地があること
- ② 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- ③ 区域指定の基準（自然的条件及び発電出力の量（相当程度に達するとの見込み）、航路・港湾との調整、系統の確保等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

「準備区域」

有望区域の要件は満たさないものの、都道府県として、今後、協議会を設置して具体的な協議を行うことを念頭に、利害関係者等との調整に着手している区域

※ 準備区域は、利害関係者等と調整中につき現時点で有望区域への整理を望んでいない地域も含む。